

## Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

### 1. 適用範囲

- (1) 当社と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記3.（1）の預金口座振替の依頼を行なうサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取り扱います。  
なお、本規定におけるキャッシュカードは、当社が普通預金（総合口座取引の普通預金ならびに利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）についてカード規定に基づいて発行した個人のカードをいいます（以下「カード」といいます。）。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは当社が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できるとします。  
したがって、貯蓄預金カード、法人カードおよび代理人カードは、本サービスをご利用いただけません。

### 2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次のときには、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができないとき
  - ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払を受けることができないと収納金融機関が定めた商品または役務等に該当するとき
- (3) 次のときには、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
  - ① 当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力したとき
  - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損しているとき
  - ③ 自らが本サービスの停止を申し出たとき
- (4) 当社が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

### 3. 預金口座振替契約等

- (1) 当社が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当社が交付したのものとして手続のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当社と預金者との間で、契約が解除されるまでの

間、収納機関から当社に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。

預金口座振替契約が成立したとき、当社は、普通預金規定にかかわらず、預金者から預金通帳ならびに払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引き落とすことができるものとします。

- (2) 収納機関の指定する振替日（当日が当社の休業日にあたる場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越「総合口座取引による当座貸越を含みます。」を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

#### 4. 預金口座振替契約の解約

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当社へ所定の手続により届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当社は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したのものとして取り扱うことができるものとします。
- (2) 前記3. (1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約するときは、預金者が本サービスの申込みを行なった収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当社が当該解約依頼電文を受信したときに限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。
- (3) 前記(2)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができないときには、届出の印鑑を持参のうえ当社本支店にて所定の預金口座振替契約の解約手続を行なってください（カードによる解約依頼はできません。）。
- (4) 解約手続を行なう前に収納機関より送付された請求書は、前記3. により預金口座振替契約が成立したのものとして取り扱います。

#### 5. 本サービスを利用する機能を停止するとき

本サービスを利用する機能は、当社所定の手続により当社本支店へ申し出るにより停止することができます。

当社がこの申出を受けたときは、ただちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

#### 6. 免責事項

- (1) 当社が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当社が交付したのものとして手続し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この預金口座振替契約の受付が偽造カードによるものであり、カードならびに暗証番号の管理について

預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当社が確認できたときの当社の責任についてはこの限りではありません。

(2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当社の責めによるときを除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

7. 規定の準用

この規定の定めのない事項についてカード規定に定めがあるときには、カード規定により取り扱います。

8. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

(2020年4月1日現在)